主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三浦寅之助同吉井元市の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

昭和二六年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	- 郎